

福井県報

第 168 号
令和 3 年
10月26日(火)
火曜日発行

目次

(※は、県例規集登載事項)

規則

※福井県核燃料税条例の施行期日を定める規則(四一・税務課)……………一

※福井県核燃料税条例施行規則(四二・同)……………一

告示

○鳥獣保護区の存続期間の更新(三九一、三九二・自然環境課)……………九

○鳥獣保護区特別保護地区の指定(三九三、三九四・同)……………一〇

○特定猟具使用禁止区域の指定(三九五・同)……………一一

○特定猟具使用禁止区域の指定の解除(三九六・同)……………一二

○土地改良区の定款変更の認可(三九七・嶺南振興局)……………一二

○道路の区域の変更(三九八・道路保全課)……………一二

○公有水面埋立ての竣功認可(三九九・砂防防災課)……………一三

公告

○公共測量の実施(土木管理課)……………一三

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………一三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(教育総合研究所)……………一四

○政治団体の設立の届出(九六)……………一四

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(九七)……………一四

○公安委員会告示

○駐車監視員資格者講習の実施(一三五・交通指導課)……………一五

規則

福井県核燃料税条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和三年十月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第四十一号

福井県核燃料税条例の施行期日を定める規則

福井県核燃料税条例(令和三年福井県条例第二十九号)の施行期日は、令和三年十一月十日とする。

福井県核燃料税条例施行規則を公布する。

令和三年十月二十六日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第四十二号

福井県核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県核燃料税条例(令和三年福井県条例第二十九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(賦課徴収および収納)

第二条 核燃料税の賦課徴収および収納については、福井県核燃料税条例施行規則(昭和三十一年福井県規則第八号)第一章第二節の規定を適用する。この場合において、同規則第十一條第二項中「または第百三十五條の十五」とあるのは「もしくは第百三十五條の十五または福井県核燃料税条例(令和三年福井県条例第二十九号)第十一條」と、同規則第十二條第一項中「事項以外の事項」とあるのは「事項以外の事項および福井県核燃料税条例に掲げる事項」とする。

(様式)

第三条 核燃料税について作成する書面のうち次の表の上欄に掲げるものの書式および作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式に定めるところによる。

書面の種類	様式
一 条例第十條第一項の申告書および同条第四項の修正申告書(核燃料税価額割申告書・核燃料税価額割修正申告書)	様式第一号(その一)
二 条例第十條第二項の申告書(核燃料税出力割申告書)	様式第一号(その二)
三 条例第十條第三項の申告書(核燃料税搬出促進割申告書)	様式第一号(その三)

四 条例第十条第四項の修正申告書（核燃料税出力割修正申告書）	様式第一号（その四）
五 条例第十条第四項の修正申告書（核燃料税搬出促進割修正申告書）	様式第一号（その五）
六 条例第十一条に規定する更正または決定および過少申告加算金額、不申告加算金額または重加算金額の決定の通知書（核燃料税価額割更正（決定）および加算金決定通知書）	様式第二号（その一）
七 条例第十一条に規定する更正または決定および過少申告加算金額、不申告加算金額または重加算金額の決定の通知書（核燃料税出力割更正（決定）および加算金決定通知書）	様式第二号（その二）
八 条例第十一条に規定する更正または決定および過少申告加算金額、不申告加算金額または重加算金額の決定の通知書（核燃料税搬出促進割更正（決定）および加算金決定通知書）	様式第二号（その三）

2 前項に定めるもののほか、核燃料税の賦課徴収および収納に係る書面の様式は、福井県条例施行規則の様式中「福井県」とあるのは「福井県知事」とすることその他の所要の調整を加えたものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和三年十一月十日から施行する。
（福井県核燃料税条例施行規則の廃止）
- 2 福井県核燃料税条例施行規則（平成二十八年福井県規則第四十四号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 福井県核燃料税条例（平成二十八年福井県条例第三十号）附則第五項ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる同条例の規定に基づき課した、または課すべきであった核燃料税の賦課徴収および収納については、旧規則は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

様式第1号（その1）（第3条関係）

年 月 日 装荷分 年 月 日

核燃料税価額割修正申告書

税 田 課 税 番 号	1 4
-------------	-----

年 月 日	発電用原子炉設置者の住（居）所（所在地）	発電用原子炉設置者の氏名（名（称））	個人番号（法人番号）	県内の主たる事務所または事業所の所在地	この申告に係る事務の担当者の所属名、氏名および電話番号	所属名	電話番号	氏名
-------	----------------------	--------------------	------------	---------------------	-----------------------------	-----	------	----

発電用原子炉の名称	核燃料の炉内装荷完了日	年 月 日
1 使用前検査終了年月日	年 月 日	年 月 日
2 定期事業者検査に係る実施状況の検査の終了年月日	年 月 日	年 月 日
3 核燃料の装荷終了年月日（1、2以外の場合）	年 月 日	年 月 日

摘 要	課税標準	税率	税 額	備 考
申 告 額	円	8.5 / 100	円	
修正申告額（ア）	円	8.5 / 100	円	
修正申告額（イ）	円	8.5 / 100	円	
差引増差額（イ）	円		円	
差引増差額（イ）	円		円	

備考 福井県核燃料税条例第10条第1項各号に定める日を確認することができる書類を添付してください。

様式第2号(その2) (第3条関係)

核燃料税出力割更正(決定)および加算金決定通知書

様

福井県知事

第 年 月 日

核燃料税出力割について、次のとおり税額を更正し、これに伴う加算金額を併せて決定しましたので、地方税法第276第4項および同法第 条第 項の規定により通知します。この更正(決定)に基づき不足税額ならびに不足税額に対する延滞金額および加算金額については、納期限までに納付書により納付してください。

更正・決定に係る課税期間

申告書提出期限 年 月 日 から 年 月 日まで

課税期間が3月に満たない場合

区分	発電用原子炉の名称	課税標準 (熱出力) 千kw	税率	税額 円	課税期間が3月に満たない場合	
					月数 (月)	課税標準 (熱出力) 千kw
1				円		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
1		千kw		円		千kw
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
1		千kw		円		千kw
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
合計 (ハ)				円		円

区 分

発電用原子炉の名称

基礎となる額 円

乗ずる率

加算金額 円

1 円

2 円

3 円

4 円

5 円

6 円

7 円

8 円

9 円

10 円

11 円

小計 (ニ) 円

小計 (ホ) 円

小計 (ハ) 円

不申告加算金額 100 円

重加算金額 100 円

合計 (ニ) + (ホ) + (ハ) 円

指定期限 年 月 日 納付すべき税額等(ハ)+(ト) 円

1 この更正(決定)は地方税法第276条第4項の規定によるものであり、これに伴う加算金額の決定は同法第 条第 項の規定によるものです。

2 不足税額に対する延滞金額は、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数を切り捨てた金額)に年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間またはその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年において、年14.6パーセントの割合にあっては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した金額(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、またはその金額が1,000円未満であるときは、その端数を切り捨てた金額)です。

3 この通知書に係る処分については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。

4 この処分取消の訴えは、3の審査請求に対する裁決を待たなければ提起することができません。ただし、審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分執行または手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

5 この処分取消しの訴えは、3の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として、提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

知

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

5

様式第2号(その3) (第3条関係)

核燃料税拠出促進制更正(決定)および加算金決定通知書

様

福井県知事

第 年 月 日

核燃料税拠出促進制について、次のとおり税額を更正し、これに伴う加算金額を併せて決定しましたので、地方税法第276条第4項および同法第 条第 項の規定により通知します。この更正(決定)に基づき不足税額ならびに不足税額に対する延滞金額および加算金額については、納期限までに納付書により納付してください。

区分	発電用原子炉の名称	課税標準 (重量)	税率	税額	課税期間が3月に滿たない場合	
					月数 (月)	課税標準 (重量)
1		k g		円		
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
更正(決定)後の税額(イ)				375円		
既に納付した税額(ロ)						
1		k g		円		k g
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
合計 (ハ)				円		円

区分	発電用原子炉の名称	基礎となる額	乗ずる率	加算金額
1		円		
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
小計(ニ)		円		
不申告加算金額			100	
小計(ホ)		円		
小計(ハ)				
小計(ヘ)				
小計(ニ) + (ホ) + (ト)				
小計(ハ) + (ヘ)				
合計				

1 この更正(決定)は地方税法第276条第4項の規定によるものであり、これに伴う加算金額の決定は同法第 条第 項の規定によるものです。

2 不足税額に対する延滞金額は、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に比し、不足税額(1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または金額を切り捨てた金額)に年14.6パーセント(この通知書による納期限またはその納期限の翌日から1月を超過する日まででの期間については、年7.3パーセント)の割合(当該期間の属する各年の租税特別措置法第93条第2項に規定する平均使用割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「延滞金特別基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に達しない場合には、その年中において、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特別基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特別基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントを超える場合には、年7.3パーセントの割合)を乗じて計算した金額(100円未満の端数があるとき、またはその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額または金額を切り捨てた金額)です。不足税額に加算して納付してください。

3 この通知書に係る処分について不服がある場合には、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に審査請求をすることができます。

4 この処分取消しの訴えは、3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行または手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるときその他裁決を促さないことにつき正当な理由があるときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分取消しの訴えを提起することができます。

5 この処分取消しの訴えは、3の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福井県を被告として、提起しなければなりません。この場合において、福井県を代表する者は福井県知事となります。

告示

福井県告示第391号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

1 名称
願教寺鳥獣保護区

2 区域

大野市上打波地籍打波川の本流と願教寺谷川との合流点を起点として、同地点より打波川本流右岸を上流に約2,500メートル進んだ地点から県有林界に沿って県境稜線部に至り、この稜線を南下し、願教寺山山頂を経て願教寺谷川上流の稜線に出て、これより願教寺谷川を下り起点に達する線で囲まれた区域一円

3 存続期間

令和3年11月1日から令和23年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

願教寺鳥獣保護区は、大野市打波川源流部に位置し、願教寺山（標高1,690m）北斜面とその麓に広がる台地状の地形で構成される地域である。台地の北部には刈込地があり、一部にはアナ林、サワグルミ林、ダケカンバ林などの自然植生の他、ササ草原や岩稜帯が広がる。

このような自然環境を背景に、カラ類などの森林性鳥類が多く生息し、その中でもヒガラ、カケス、ウグイス、コルリなどの生息密度が高い。獣類では、ツキノワグサ、カモシカ、ノウサギ、タヌキなどの他、本県では希少なヤブネの確認例もある。

これらの森林に生息する鳥獣を保護し、地域における生物多様性の確保に資するため、鳥獣保護区に指定するものである。

(3) 管理方針

- 定期的な巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場と

して活用を図る。

5 面積

380ヘクタール

福井県告示第392号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区の存続期間を更新したので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

1 名称

河内鳥獣保護区

2 区域

若狭町河内地籍において、河内川と明神谷川との合流点を起点として、同川明神川を南進し、町道3309号線と町道3305号線との交差点に至り、同町道3305号線を南進して同町道の終点に至り、同町道終点から林道明神谷線へと至り、同林道を南進して林道終点に至り、これより滋賀県境に向かって稜線を進み、県境に出てこれを西北進し、駒ヶ岳山頂の約350メートル南東にある河内国有林界に達し、同林界を北進して林道本谷線および一般県道河内熊川線を経て起点に達する線で囲まれた区域一円

3 存続期間

令和3年11月1日から令和23年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

河内鳥獣保護区は、滋賀県との県境にある駒ヶ岳（標高780m）の東部、河内川の集水域斜面に位置している。植生は、クリやコナラの広葉樹林が大半を占め、比較的自然度の高い自然環境となっている。

このような自然環境を背景に、カラ類などの森林性鳥類が多く生息することに加え、クマタカ、サシバ、ハヤブサなどの猛禽類が生息していることが本鳥獣保護区の特徴である。クマタカなどの大型猛禽類は、全国的に繁殖率の低下が指摘されているが、本地域では、冬を越したクマタカの幼鳥や若い個体も確認されている。

これらの森林に生息する鳥獣を保護し、地域における生物多様性の確保に資するため、鳥獣保護区に指定するものである。

(3) 管理方針

- 定期的な巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

- ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
 - ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- 5 面積
561ヘクタール

福井県告示第393号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 名称
願教寺特別保護地区
 - 2 区域
願教寺鳥獣保護区のうち、以下の区域。大野市上小池116字幅山1-1、1-2、1-3および2-2ならびに同115字出倉1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、1-6、2-1および2-2
 - 3 存続期間
令和3年11月1日から令和23年10月31日まで
 - 4 保護に関する指針
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的
願教寺特別保護地区は、願教寺鳥獣保護区のうち、願教寺山の麓にある台地状の地形にブナ林やサワグルミ林等の自然植生が生育する地域である。森林性鳥類のうちヤマドリ、コガラ、ヤマガラの繁殖も確認されており、鳥獣の良好な生息環境となっていると考えられるため、特別保護地区に指定するものである。
 - (3) 管理方針
 - ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
 - ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
 - ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- 5 面積

304ヘクタール

福井県告示第394号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

- 1 名称
河内特別保護地区
 - 2 区域
河内鳥獣保護区のうち、三方上中郡若狭町河内55字近江サ尾18番から55番まで、および56字峯1番から45番までの森林の区域一円
 - 3 存続期間
令和3年11月1日から令和23年10月31日まで
 - 4 保護に関する指針
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的
河内特別保護地区は、河内鳥獣保護区のうち、当該鳥獣保護区を代表するコナラ群落の中心的な地域である。猛禽類はこの区域を含めて生息しており、このことは、猛禽類の餌となる多くの小動物や植物で構成される豊かな生態系が本地区に成立していることを意味している。
鳥獣の良好な生息環境となっていると考えられるため、特別保護地区に指定するのである。
 - (3) 管理方針
 - ・ 定期的に巡視を実施する等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
 - ・ 落葉広葉樹林等、鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
 - ・ 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。
- 5 面積
25ヘクタール

福井県告示第395号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第3

5条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

- 一 名称 波寄特定猟具使用禁止区域 (銃)
- 2 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 区域 福井市波寄町地籍市道西部1-17号線と一般県道佐野・山岸線の交点を起点として、同県道を南進し、市道西部1-77号線との交点に至り、同市道を西進し、福井市菖蒲谷町地籍の市道西部1-374号線との交点に至り、同市道を西進し、農免(基幹)農道との交点に至り、同農道を北進し、市道西部1-20号線との交点に至り、同市道を約360メートル北東進し、同地点から同市道と交差する農道を北進し、市道西部1-17号線との交点に至り、同市道を北東進して起点に達する線で囲まれた区域一円
- 4 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 二 1 名称 片川特定猟具使用禁止区域 (銃)
- 2 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 区域 坂井市三国町新保地籍国道305号と一般県道佐野山岸線との交差点を起点として、同県道を南進して主要地方道三国春江線との交差点に至り、同地方道を西進し、国道305号に出て同国道を北進して起点に達する線で囲まれた区域一円
- 4 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 三 1 名称 長崎・舟寄特定猟具使用禁止区域 (銃)
- 2 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 区域 国道8号線と兵庫川の交点を起点として、兵庫川左岸堤防を北西進し、主要地方道路丸岡川西線を越え(株)エヌテイエヌの敷地北側に至り、同地点から北東進して東十郷用水路右岸に至り、同用水路右岸堤防を南東進し兵庫川右岸との交点に至り、同河川右岸堤防を南東進して国道8号線との交点に至り、同地点から兵庫川右岸堤防を

100m東進して農道に至り、同農道を南進して兵庫川左岸との交点に至り、同河川左岸堤防を西進して起点に達する線で囲まれた区域一円

4 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

- 四 1 名称 木部兵庫川特定猟具使用禁止区域 (銃)
- 2 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 区域 坂井市坂井町木部東地籍の兵庫川に架かる「うめがさきばし」西詰を起点として兵庫川左岸堤防を同河川に沿って下流に進み坂井市三国町石丸地籍との境界に至り、同境界に沿って下流に進み坂井市三国町野中地籍との境界に至り、同地点から北東進し兵庫川右岸堤防に至り、同河川に沿って上流に進み「うめがさきばし」東詰に至り、同橋を渡って起点に達する線で囲まれた区域一円
- 4 存続期間 令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
- 五 1 名称 竹田川上流特定猟具使用禁止区域 (銃)
- 2 禁止に係る特定猟具の種類 銃器
- 3 区域 あわら市矢地地籍の御迎橋と竹田川右岸の交点を起点として御迎橋を南進し市道220号線との交点に至り、同点から市道220号線を東進して桑原橋西詰めとの交点に至り、同点から竹田川左岸堤防を南進し石塚橋西詰めに至り、同点から市道瓜生石塚線を西進し古谷石塚集落内の市道227号線を南進し、合流する市道245号線を南進し、接合する神社南側の農道を東進し、竹田川左岸堤防道路に至り、竹田川左岸堤防道路を南進し同道路と田島川左岸堤防との接合点に至り、同点から田島川右岸堤防と竹田川左岸堤防との接合点を見通す線を進み同点に至り、田島川右岸堤防を西進し学校橋南詰に至り、同点から市道を70m南進し農道との交差点に至り、同点から農道を290m東進し農道との交差点に至り、同点から農道を南進し市道との交差点に至り、同点から市道を東進し竹田川左岸堤防に至り、同点から竹田川左岸堤防を南東進し間島川水門から、同水門と垂直に交わる線を南西に進んだ線と竹田川左岸堤防との交点に至り、同点から農道を北進し、あわら市と坂井市の境界沿いの水路と農道との交点に至り、あわら市と坂井市の境界沿いの水路を西進し竹田川右岸堤防に至り、竹田川右岸堤防を北進して、竹田川右岸堤防と権世川左岸堤防との接合点に至り、同点から竹田川右岸堤防と権世川右岸堤防との接合点を見通す線を進み同点に至り、同点か

ら竹田川右岸堤防と熊坂川左岸堤防との接合点に至り、同点から竹田川右岸堤防の延長線上を進み熊坂川右岸堤防に至り、同点から熊坂川右岸堤防を進み同堤防と竹田川右岸堤防の接合点に至り、同堤防を西進し起点に至る点で囲まれた区域一円

4 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

六1 名称

杉本特定猟具使用禁止区域 (統)

2 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 区域

鯖江市杉本町地籍の石田橋東詰を起点として、日野川右岸堤防陸側の水路界を北進して、鯖江市農道2019号線との交点に至り、同農道を東進し、同農道2012号線を経て、同農道2264号線との交点に至り同農道を南進して、同市道吉江中上杉本線との交点に至り、同市道を南西進して一般県道鯖江清水線との交点に至り、同県道を西進して起点に達する線で囲まれた区域一円

4 存続期間

令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

福井県告示第396号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき指定した、特定猟具使用禁止区域を解除したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

一1 名称

古屋石塚特定猟具使用禁止区域 (統)

2 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 区域

あわら市古屋石塚地籍の竹田川石塚橋西詰を起点として、市道瓜生石塚号線を西進し、古屋石塚集落内の市道227号線を南進し、合流する市道245号線を南進し、接合する神社南側の農道を東進し、合流する竹田川左岸堤防道路を北進し、起点に達するまでの線で囲まれた区域一円

4 解除日

令和3年10月31日

二1 名称

御油田特定猟具使用禁止区域 (統)

2 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 区域

坂井市御油田地籍の学校橋の南詰を起点として市道を70m南進し、農道との交差点を290m東進し、農道との交差点を南進し、市道との交差点を東に進み竹田川の左岸堤防に至り同堤防沿いを北進し、田島川右岸の堤防との合流点に至り、同地点から堤防沿いに西に進み起点に達する線で囲まれた区域一円

4 解除日

令和3年10月31日

三1 名称

里竹田特定猟具使用禁止区域 (統)

2 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 区域

坂井市丸岡町里竹田地籍の間島川水門を起点として竹田川右岸堤防沿いに北東方向にあわら市との境界まで進み、境界沿いの水路を農道との合流点にまで東に進み、合流点を南に450m進んだ地点を西に進み起点に達する線で囲まれた区域一円

4 解除日

令和3年10月31日

福井県告示第397号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区	名称	認可年月日
高浜土地改良区		令和3年10月15日

福井県告示第398号

一般国道417号の下記区間において、道路整備工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所鯖江丹生土木部において、令和3年10月26日から20日間一般の縦覧に供する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	417号	新	鯖江市礼町13字大袂25番から 鯖江市礼町13字大袂20番、21番地先まで	14.0 ～ 31.2	185.0
		旧	鯖江市礼町13字大袂25番から 鯖江市礼町13字大袂20番、21番地先まで	12.0 ～ 23.1	185.0

福井県告示第399号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立ての竣功認可をしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

1 竣功認可の日

令和3年10月26日

2 竣功認可を受けた者の住所および名称ならびに代表者の氏名

福井県三方郡美浜町郷市13号横田8番

関西電力株式会社 原子力事業本部

本部長 松村 孝夫

3 埋立区域

(1) 位置

福井県三方郡美浜町丹生66号川坂山5-3地先における公有水面

(2) 区域

B区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線およびJの地点とAの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 四等三角点竹波（北緯35度42分01秒 東経135度58分33秒）
から方位角276度46分24秒 1. 668. 067メートルの地点

Bの地点 Aの地点から方位角289度23分44秒 72. 174メートルの地点

Kの地点 Bの地点から方位角19度09分51秒 5. 285メートルの地点

Jの地点 Kの地点から方位角109度21分40秒 72. 173メートルの地点

(3) 面積

382. 97平方メートル

4 埋立免許の日および番号

平成30年4月12日

福井県指令砂防第347号

5 関係図書を備え置く市町

美浜町

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、令和3年10月13日に美浜町より公共測量の実施についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

1 測量計画機関の名称

美浜町

2 作業の種類

公共測量（道路台帳図データ）

3 作業の期間

令和3年10月27日から令和4年2月26日まで

4 作業の地域

美浜町全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

1 開発区域または工区に含まれる地域の名称

勝山市下高島10字十文字31番の一部、34番の一部、35番9、35番10、35番11、35番12、35番13、35番14、35番15、36番18、38番2、39番2および40番2、下高島11字月井田3番1、3番4、3番5、3番6、3番7、3番8、3番9、3番10、4番1、4番4、4番5、4番6、4番7、4番8、4番9、4番10、5番1、5番4、5番5、5番6、5番7、5番8、5番9、8番1、8番4、8番5、8番6、8番7、8番8、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5、10番1、37番1、37番7、37番8、37番9、37番10、38番1、38番2、38番3、42番6、43番1、43番3、44番、45番1、48番1、48番2、48番3、48番4、48番5、59番1、59番2、60番1、60番

2、60番3、62番1、62番2、63番1、64番1、64番2および65番1、下高島12字大札割23番1、23番4、23番5、23番6、24番1、24番6、27番1、27番4、27番5、27番6、27番7、27番8、27番9、28番1、28番3、28番4、28番5、28番6、28番7、28番8、29番1、29番2、29番3、29番4、30番1、30番2、30番3、30番4、41番1、41番2、42番1、42番2、43番1、43番2、43番3、44番、45番1および45番2、下高島13字吉津13番3、14番2、15番2、27番、28番、29番、30番、31番、32番、33番、34番、35番および36番、下高島14字日出向1番1、1番2、2番7、2番11、2番13、5番2、6番、7番、8番2、11番2、12番、13番1、13番2、14番2、14番5、22番1、22番6、22番7、22番8、23番1、23番2、23番3、24番、25番1、25番5、32番1、32番5、33番、34番、35番1、35番5、40番1、40番2、40番11、40番12、41番1、41番2、49番1、49番5、50番1、50番2、50番3、51番1、51番3、51番4、51番5、52番1、52番2、52番3、52番4、52番5、53番、54番1、54番5、68番1、69番1、69番2、70番、71番1、71番2、86番1、87番2、88番の一部、97番、98番2の一部、99番、100番、101番、102番、103番1、103番3、104番、105番、106番の一部、107番、108番、109番、110番、111番2の一部および112番2、畔川19字上川原土部一1番1、20番2、22番および35番ならびに畔川20字上川原土部三13番4および14番

2 開発許可を受けた者の住所および氏名
勝山市遅羽町大袋61号35番地

株式会社フクタカ
取締役社長 棚林 英美

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月26日

福井県知事 杉本 達治

1 落札に係る特定役務の名称および数量

福井県教育総合研究所ネットワークシステム更新および保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

福井県教育総合研究所

福井県坂井市春江町江留上線8-1

3 落札者を決定した日

令和3年10月5日

4 落札者の名称および住所

三谷商事株式会社

福井県福井市豊島1丁目3-1

5 落札金額

101,926,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 規則第4条の規定による公告を行った日

令和3年8月17日

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第96号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月26日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和3年9月28日	伊藤ヒロミ後援会	伊藤 宏美	川崎 周市	坂井市坂井町下関65-17

福井県選挙管理委員会告示第97号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年10月26日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和3年4月25日	福井県歯科衛生士連盟	大門 智子	代表者 会計責任者	大門 智子 中林 育美	虎尾 裕美 加藤 三千代

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第135号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）を行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年10月26日

福井県公安委員会

委員長 奥井 隆

1 講習の期日、場所および受講定員

(1) 期日

ア 講習

令和3年12月8日（水）および令和3年12月9日（木）

イ 修了検査

令和3年12月23日（木）

(2) 場所

福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部

(3) 受講定員

15名（受講定員を超えた申込みがあった場合は先着順とする。）

2 受講手續に関する事項

(1) 受講の申込み期間

ア 受付期間

令和3年11月2日（火）から令和3年11月16日（火）まで（土曜日および日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで
なお、郵送による申込みは、令和3年11月16日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受講申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

イ 申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真（縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのものを申込書の写真欄に貼り付けること。）1枚

ウ 講習手数料20,000円（手数料分の福井県証紙を申込書の証紙貼付欄に貼り付けること。）。

なお、納付された講習手数料は、返還しない。

(3) 申込書の提出先および提出方法

ア 提出先

福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部交通部交通指導課

イ 提出方法

申込書は、受講者またはその代理人がアの提出先に提出すること。

なお、郵送により提出する場合は、書留で送付すること。

3 その他講習の実施に関する必要な事項

(1) 講習の資格要件

講習を受講し、その課程を修了しても法第51条の13第1項第2号に掲げる事項のいずれかに該当する者は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

(2) 講習に関する問合せ等

福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部交通部交通指導課

電話 0776-22-2880

内線 5150、5151、5152

令和三年十月二十六日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県